

令和6年7月18日

長野市若者奨学金返還支援事業補助金について

若者の定住促進及び産業に担い手確保を図るため、UJIターンにより長野市内に本店又は主たる事務所を有する法人に就職した方の奨学金返還を支援します。

1 支援(補助)内容

対象奨学金 日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金
補助額 補助率:2分の1
上限額:年96,000円(月額8,000円)
交付対象期間 5年間(60か月分)

2 認定申請

令和6年度認定分(令和8年4月就職・令和8年度交付予定分)
令和7年1月31日(金)まで ※在学中に認定が必要になります。

3 交付対象者〔主な要件(令和8年度の交付申請時点における要件)〕

- (1) 次のいずれかに該当するもの(UJIターン)
 - ア 県外の大学等へ進学した者
 - イ 県外出身者で県内の大学等へ進学した者
 - (2) 地元企業への就職(長野市内に本店又は主たる事務所の住所を有する法人)
 - (3) 補助金の交付期間の終了後も引き続き本市に住所を有し、定住する意思があること。
 - (4) 認定を申請する日の属する年度の4月1日において30歳未満であること。
 - (5) 大学等の在学中に、長野地域※に所在する事業所(本店、支店や営業所)において、インターンシップ、大学等の教育に係る実習などの就業体験に参加していること。
- ※長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町

申請方法の詳細は、別紙チラシ及び二次元コードから市ホームページをご確認ください。

企画政策部移住推進課

(課長) 飽田 学

(担当) 前原 拓磨

TEL : 026-224-7721

FAX : 026-224-5103

E-mail : iju@city.nagano.lg.jp